

修了証の再交付(書替・変更)手続きについて

(注)日本クレーン協会 群馬支部にて講習修了された方のみ再交付(書替)ができます。他機関・団体で修了の方はこちらの再交付(書替)はできません。

各種講習修了証の紛失、盗難、汚損、氏名等の書替・変更等の理由による再交付の手続きは、本人及び代理人が直接、申込書及び必要な書類を提出することにより行います。

ただし、やむを得ない理由がある場合は郵送も可能です。

必要な書類は次のとおりです。

※必要な書類

- 本人による申請
注)【窓口→即日発行】
 - ① 申込書(委任欄の記入は不要)
 - ② 本人証明書(自動車運転免許証等)
 - ③ 写真(1種につき1枚)、手数料(1種につき2,000円)

- 代理人による申請
注)【窓口→即日発行】
 - ① 申込書(委任欄に記入の上、押印)
 - ② 申請者及び代理人の本人証明書(自動車運転免許証等 各人に付き1点)
 - ③ 写真(1種につき1枚)、手数料(1種につき2,000円)

- 郵送による申請
【1週間程度】
 - ① 申込書(委任欄の記入は不要)
 - ② 本人証明書の写
 - ※右記、【参考例】参照
 - ③ 写真(1種につき1枚)、手数料(1種につき2,000円)
 - ※郵便局窓口で定額小為替を求める。
 - 定額小為替には、何も記入しないでください。**
 - ④ 返信用封筒(宛名を明記し**※460円分の切手**を貼ったもの)
 - ※書留にて郵送いたします。

※ 写真の大きさ 縦 3.0 cm × 横 2.4 cm
申込前 6ヶ月以内に撮影した上三分身正面、脱帽のもの
厚手印画紙使用のデジタル写真可、ポラロイド写真不可

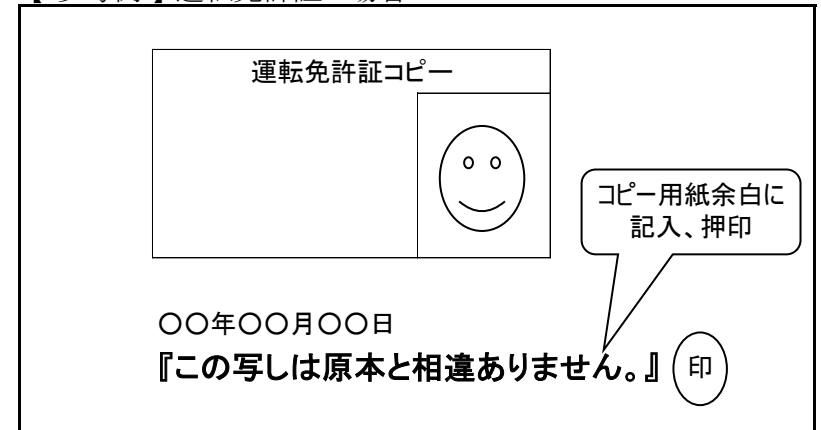
※ 汚 損
氏 名 変 更
旧 姓 等 の 併 記
そ の 他 の 変 更

旧修了証は必ず返却してください。

※ 氏 名 変 更
旧 姓 等 の 併 記
そ の 他 の 変 更

変更経過のわかる本人証明書を添付して下さい。
◎戸籍抄本 ◎運転免許証・・・いずれか1点
但し、運転免許証の場合は裏に書替があるもの(表裏両面コピー)

【参考例】運転免許証の場合



■ 申込先

〒371-0233 前橋市横沢町610番地
(一社)日本クレーン協会 群馬支部
Tel 027-283-1671 Fax 027-283-8531

注) 窓口で申込みの場合、不備等なければ即日発行いたします。(15分程度)
但し、例外(後日郵送)もありますので必ず事前にお問い合わせください。(休日等)
【窓口取扱 → 平日 月曜日～金曜日 9時～16時30分 但12時～13時を除く】